

公共交通利用促進プロモーション業務技術提案作成要領

1 業務名

公共交通利用促進プロモーション業務

2 業務内容

公共交通利用促進プロモーション業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

3 提出書類

- (1) 提案書（様式第3号）【原本1部＋写し4部】
- (2) 実施計画書（任意様式）【原本1部＋写し4部】
「5 実施計画書等の評価基準」に記載する評価項目について説明する実施計画書を提出すること
- (3) 見積書（任意様式）【原本1部＋写し4部】
積算根拠を具体的に記載すること。本業務にかかる経費を全て計上すること。
- (4) 誓約書（様式第4号）【1部】
- (5) 組織概要書、役員名簿（任意様式）【1部】
氏名のみがな・生年月日も記載すること

※提出書類の規格はA4版とすること。

4 審査方法等

- (1) 契約候補者の選定に当たっては、公共交通利用促進プロモーション業務業者選定委員会の委員が実施計画書及び見積書並びに提案者によるプレゼンテーションをもとに「5 実施計画書等の評価基準」に基づき評価し、評価点の合計点が最も高かった者を契約候補者に選定する。
- (2) 合計点が最も高い者が2者以上あるとき（同点のとき）は、実施計画書の評価点が高い者を契約候補者とする。
- (3) 提案を行う者が1者のときは、評価点の平均点が50点以上であることを選定の最低条件とする。ただし、評価点の平均点が50点以上であっても、委員による協議により、期待した水準を満たさないと判断したときは選定しない。

5 実施計画書等の評価基準

評価項目		評価基準	配点	
実施計画書	業務実施体制		業務実施に必要な人材や体制が確保されているか	5
	提案内容	公共交通の魅力発信	キャッチコピーやロゴが、訴求内容が伝わりやすく本業務の目的に則したものになっているか	1.5
			コンテンツの表現手法が効果的で訴求力の高いものになっており、ターゲットごとの特性を踏まえた内容になっているか	2.0
			WebサイトやSNS広告等、コンテンツの発信手法が効果的なものとなっているか	1.0
			公共交通以外の分野（医療・観光・教育等）との連携が具体的で、広範囲にわたる発信が見込めるか	1.0
		キャンペーン企画・イベント出展	キャンペーン企画の内容が、参加したくなり、公共交通の利用につながるものとなっているか	1.5
			現実的な内容であり、交通事業者の負担に配慮されているか	1.0
	出展するイベントに多くの来場者が見込まれ、出展内容が公共交通の理解促進や利用増につながる内容となっているか		5	
	同種業務の実績		本業務と同種の業務を過去に遂行した実績があるか	5
	見積書	見積金額		見積金額が低額であるか
合計			100	